

## 軽井沢町地下水保全条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、軽井沢町地下水保全条例（平成24年輕井沢町条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例第2条の例による。

(設置許可の申請)

第3条 条例第5条第1項に規定する申請は、井戸設置許可（変更）申請書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第5条第2項に規定する書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 井戸の位置図及び配置図
- (2) 設置の許可を受けようとする井戸の一団の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (3) 井戸の計画図
- (4) 揚水機の規格がわかるもの
- (5) 地下水の環境の調査方法（1日当たりの地下水の採取量が100立方メートル未満の場合を除く。）
- (6) 条例第6条第3号に規定する説明を行っていることを証する書類
- (7) 条例第6条第4号に規定する周知を行っていることを証する書類（1日当たりの地下水の採取量が100立方メートル未満の場合を除く。）
- (8) その他町長が必要と認める書類

(設置許可の条件)

第4条 条例第5条第3項に規定する条件は、次の各号に掲げる条件とする。

- (1) 井戸の設置が完了するまでの間、設置許可を受けようとする井戸の一団の土地の見やすい位置に井戸の設置の概要の標識（様式第2号）を設置すること。
- (2) 揚水試験等を実施し、地下水の環境に係る影響調査を行い、井戸の設置の完了までに町長に報告すること（1日当たりの地下水の採取量

が100立方メートル未満の場合を除く。 ) 。

- (3) 地下水の採取量を測定するための水量測定器を設置すること。
- (4) 地下水の水位を測定するための水位計を設置すること。
- (5) 地下水の採取により、周辺の井戸の地下水の環境に影響があったと認められるときは、その原因を究明し、地下水の採取量を減少させる等必要な措置を講ずること。
- (6) その他町長が必要と認める事項  
(設置の届出)

第5条 条例第5条第4項に規定する届出は、井戸設置届出書（様式第3号）によるものとする。

- 2 町長は、前項に規定する届出があったときは、井戸設置届出受理通知書（様式第4号）を井戸の設置をした者（以下「井戸設置者」という。）に通知するものとする。

(水道法以外の水道の井戸)

第6条 条例第5条第4項第2号に規定する町長が別に定める水道の井戸は、長野県小規模水道維持管理指導要綱（昭和61年8月29日61食第356号）第2条第2号及び第3号並びに長野県飲用井戸等衛生対策要領（平成4年12月21日4食第450号）第2条に定める飲用井戸等に該当するものとする。

(公益上必要があると認める要件)

第7条 条例第6条ただし書に規定する公益上必要があると認める設置許可の要件は、同条第2号から第4号までに定めるもののほか次の各号に該当するものとする。

- (1) 採取する地下水の使用目的が地域の産業又は観光の振興及び地域の雇用機会の拡大が図られ、もって町経済の振興に寄与すると認められるもの
- (2) 設置許可を受けようとする井戸の一団の土地において地下水の保全のための措置が講じられると認められるもの

(説明及び周知の範囲)

第8条 条例第6条第3号及び第4号に規定する規則で定める範囲は、設置許可を受けようとする井戸の一団の土地の境界から300メートルの範

囲とする。

- 2 条例第6条第4号に規定する地下水の環境に支障を及ぼすおそれのある者は、土地の所有者、建物の所有者等とする。

(許可等の決定の通知)

- 第9条 条例第7条に規定する許可又は不許可は、井戸設置許可（不許可）決定通知書（様式第5号）を交付して行うものとする。

(設置完了の届出)

- 第10条 条例第8条の規定による届出は、井戸設置完了届出書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添付して届け出なければならない。

- (1) 井戸の完成図書
- (2) 井戸の設置状況がわかる写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

- 2 町長は、前項に規定する届出があったときは、井戸の設置の完了の確認を行い、井戸設置完了確認通知書（様式第7号）を井戸設置者に通知するものとする。

(報告)

- 第11条 条例第9条の規定による報告は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 1日当たりの地下水の採取量が100立方メートル以上の井戸を設置したときは、毎月の地下水の採取量及び水位の測定を実施し、その結果を地下水採取状況報告書（様式第8号）により、翌月の末日までに町長に報告すること。
- (2) 1日当たりの地下水の採取量が100立方メートル未満の井戸を設置したときは、毎月の地下水の採取量及び水位の測定を実施し、その結果を地下水採取状況報告書（様式第9号）により、毎年1月から12月分を翌年の1月末日までに町長に報告すること。

(設置許可の更新の申請)

- 第12条 条例第10条第2項に規定する井戸の設置許可の更新は、井戸設置許可更新申請書（様式第10号）によるものとする。

- 2 町長は、前項に規定する申請があったときは、井戸設置許可更新（不許可）決定通知書（様式第11号）を交付して行うものとする。

(地位の承継の届出)

第13条 条例第11条の規定により井戸設置者の地位の承継を受けた者は、井戸設置承継届出書（様式第12号）に、承継を証する書面を添付して届け出なければならない。

（廃止届）

第14条 条例第12条の規定による井戸の廃止は、井戸廃止届（様式第13号）によるものとする。

2 町長は、前項に規定する届出があったときは、井戸の廃止に伴う確認を行い、井戸廃止確認通知書（様式第14号）を井戸設置者に通知するものとする。

（設置許可の取消しの決定の通知）

第15条 町長は、条例第13条の規定により井戸の設置許可を取り消すときは、井戸設置許可取消決定通知書（様式第15号）により行うものとする。

（勧告）

第16条 条例第16条の規定による勧告は、勧告書（様式第16号）により行うものとする。

（命令）

第17条 条例第17条の規定による命令は、命令書（様式第17号）により行うものとする。

（公表の方法）

第18条 条例第18条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について、掲示、広報紙への掲載その他町長が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 井戸設置者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- (2) 井戸設置者の住所（法人にあっては、所在地）
- (3) 命令の内容及び正当な理由がなく当該命令に従わなかった旨
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項

（意見を述べる機会の付与）

第19条 条例第18条第2項の公表通知書は、次に掲げる事項を記載した公表通知書（様式第18号）によるものとする。

- (1) 公表しようとする事実の内容及び根拠となる条例の条項
- (2) 公表の理由

(3) 次項に規定する意見書の提出先及び提出期限

(4) 口頭で意見を述べることを申し立てることができる旨

2 条例第18条第2項の規定による意見陳述は、当該公表に対する意見を記載した書面（次項において「意見書」という。）を町長に提出して行うものとする。この場合において、証拠書類等を提出することができる。

3 町長は、当該意見陳述人から申立てがあったときは、前項の規定にかかわらず、意見書の提出とともに口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

（措置完了届出）

第20条 条例第19条に規定する勧告又は命令に係る措置を講じたときの届出は、措置完了届出書（様式第19号）によるものとする。

（委任）

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

井戸設置許可（変更）申請書

年 月 日

軽井沢町長 様

申請者住所

氏名

印

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所等  
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり井戸の設置（設置の変更）をしたいので、軽井沢町地下水保全条例  
第5条第1項の規定により申請します。

記

採取する地下水の使用目的			
井戸の設置予定場所			
井	深度（地表面下m）		
	口径（mm）		
戸	ストレーナーの位置（地表面下m）	上限 m ~ 下限 m	
		上限 m ~ 下限 m	
揚水機	種類・型式		
	原動機出力（kw）		
	1分間当たりの揚水能力（m <sup>3</sup> /分）		
	吐出口径（mm）		
	揚程（m）		
採取量	1日当たりの採取量（m <sup>3</sup> /日）		
	1日当たりの採取時間		
	年間稼働日数		
	年間採取量		
井戸設置工事の着手予定年月日		年	月 日
井戸設置工事の完了予定年月日		年	月 日
※整理番号	許可第 号	※受付年月日	

- (添付書類)
- 1 井戸の位置図及び配置図
  - 2 設置の許可を受けようとする井戸の一団の土地の登記事項証明書及び公図の写し
  - 3 井戸の計画図
  - 4 揚水機の規格がわかるもの
  - 5 地下水の環境の調査方法（1日当たりの地下水の採取量が100立方メートル未満の場合を除く。）
  - 6 条例第6条第3号に規定する説明を行っていることを証する書類
  - 7 条例第6条第4号に規定する周知を行っていることを証する書類（1日当たりの地下水の採取量が100立方メートル未満の場合を除く。）
  - 8 その他町長が必要と認める書類

- (注)
- 1 ※印の欄は記入しないこと。
  - 2 変更申請の場合は、変更のあった事項のみ記入すること。

様式第2号（第4条関係）

標 識

	50 cm以上	
40cm 以上	井戸設置の概要	
	標識設置年月日	年      月      日
	井戸の設置予定場所	
	設      置      者	住      所 氏      名                      (電話      (      )      )
	採取する地下水の使用目的	
	設置をしようとする井戸の概要	
	設置をしようとする揚水機の概要	
	1日当たりの採取量 (m <sup>3</sup> /日)	
	この計画について、説明を受けたい方は、設置者にご連絡ください。 この標識は、軽井沢町地下水保全条例施行規則の規定に基づく表示です。	

- (注)
- 1 標識は、白色とし、文字及び仕切り線は黒色とすること。
  - 2 標識は、風雨等により破損又は倒壊しない材料により作成し、文字は不鮮明にならない塗料を使用すること。
  - 3 設置者が法人のときは、設置者欄には主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職氏名を記載すること。

様式第3号（第5条関係）

井戸設置届出書

年 月 日

軽井沢町長 様

申請者住所

氏名

印

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所等  
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり井戸の設置をしたいので、軽井沢町地下水保全条例第5条第4項の規定により届け出ます。

記

採取する地下水の使用目的		
井戸の設置予定場所		
井	深度（地表面下m）	
	口径（mm）	
戸	ストレーナーの位置（地表面下m）	上限 m ～ 下限 m
		上限 m ～ 下限 m
揚 水 機	種類・型式	
	原動機の出力（kw）	
	1分間当たりの揚水能力（m <sup>3</sup> /分）	
	吐出口径（mm）	
	揚程（m）	
採 取 量	1日当たりの採取量（m <sup>3</sup> /日）	
	1日当たりの採取時間	
	年間稼働日数	
	年間採取量	
井戸設置工事の着手予定年月日		年 月 日
井戸設置工事の完了予定年月日		年 月 日

※ 整 理 番 号	受 理 第 号	※ 受 付 年 月 日	
(添付書類)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 井戸の位置図及び配置図</li> <li>2 設置の許可を受けようとする井戸の一団の土地の登記事項証明書及び公図の写し</li> <li>3 井戸の計画図</li> <li>4 揚水機の規格がわかるもの</li> <li>5 その他町長が必要と認める書類</li> </ol>		
(注) ※印の欄は記入しないこと。			

様式第4号（第5条関係）

井戸設置届出受理通知書

第 号  
年 月 日

様

軽井沢町長

年 月 日付けで届出のあった井戸設置届出書について、受理しましたので通知します。

受 理 番 号	第 号
採取する地下水の使用目的	
井戸の設置予定場所	

井戸設置許可（不許可）決定通知書

第 号  
年 月 日

様

軽井沢町長

年 月 日付けで申請のあった井戸の設置の許可申請について、審査の結果、下記のとおり許可（不許可と）します。

記

井戸の設置予定場所	
(不許可の場合) 理由	
備考	

- (備考)
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、軽井沢町長に対して異議申立てをすることができます。
  - この処分について不服がある場合は、前項の異議申立てに係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、軽井沢町（訴訟において軽井沢町を代表する者は軽井沢町長となります。）を被告として、長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第6号（第10条関係）

井戸設置完了届出書

年 月 日

軽井沢町長 様

申請者住所

氏名

印

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所等  
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり許可を受けた井戸の設置が完了したので、軽井沢町地下水保全条例第8条の規定により届け出ますので、確認をしてください。

記

井戸設置許可番号		第 号
井戸の設置場所		
工事完了年月日		年 月 日
井	深度（地表面下m）	
	口径（mm）	
戸	ストレーナーの位置（地表面下m）	上限 m ～ 下限 m
		上限 m ～ 下限 m
揚水機	種類・型式	
	原動機出力（kw）	
	1分間当たりの揚水能力（m <sup>3</sup> /分）	
	吐出口径（mm）	
	揚程（m）	
採取量	1日当たりの採取量（m <sup>3</sup> /日）	
	自然水位（地表面下m） （計測実施日）	（ 年 月 日）
	揚水水位（地表面下m） （計測実施日）	（ 年 月 日）
（添付書類） 1 井戸の完成図書 2 井戸の設置状況がわかる写真 3 その他町長が必要と認める書類		

様式第 7 号（第10条関係）

井戸設置完了確認通知書

第 年 月 日 号

様

軽井沢町長

軽井沢町地下水保全条例第 8 条の規定により、井戸設置の完了について下記のとおり確認したので通知します。

記

通 知 番 号	第 号
井 戸 の 設 置 場 所	
井 戸 の 完 成 年 月 日	年 月 日
井 戸 の 完 了 確 認 年 月 日	年 月 日
井 戸 の 設 置 許 可 の 有 効 期 限	年 月 日
備 考	

様式第 8 号 (第 11 条関係)

地下水採取状況報告書

年 月 日

軽井沢町長 様

住所

氏名

印

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所等  
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

軽井沢町地下水保全条例第 9 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

井戸設置許可番号	第 号
井戸の設置場所	

年 月	稼働 日数	水量測定器の数値 (m <sup>3</sup> )		採取量 (m <sup>3</sup> /月)	自然水位 (m)
		前月末	今月末		
					( 月 日測定)

様式第9号（第11条関係）

地下水採取状況報告書

年 月 日

軽井沢町長 様

住所  
氏名 印  
電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所等  
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

軽井沢町地下水保全条例第9条の規定により、下記のとおり報告します。

記

井戸設置許可番号	第 号
井戸の設置場所	

年	稼働 日数	水量測定器の数値 (m <sup>3</sup> )		採取量 (m <sup>3</sup> /月)	自然水位 (m)
		前月末	今月末		
1月					( 月 日測定)
2月					( 月 日測定)
3月					( 月 日測定)
4月					( 月 日測定)
5月					( 月 日測定)
6月					( 月 日測定)
7月					( 月 日測定)
8月					( 月 日測定)
9月					( 月 日測定)
10月					( 月 日測定)
11月					( 月 日測定)
12月					( 月 日測定)
計					

様式第10号（第12条関係）

井戸設置許可更新申請書

年 月 日

軽井沢町長 様

住所  
氏名 印  
電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所等  
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり井戸の設置の許可の更新をしたいので、軽井沢町地下水保全条例第10条第2項の規定により申請します。

記

井戸設置許可番号	第 号
採取する地下水の使用目的	
井戸の設置場所	
井戸設置完了検査通知年月日	年 月 日 第 号
1日当たりの採取量 (m <sup>3</sup> /日)	
1日当たりの採取時間	
年間稼働日数	
年間採取量	

井戸設置許可更新（不許可）決定通知書

第 号  
年 月 日

様

軽井沢町長

年 月 日付けで申請のあった井戸の設置許可の更新の申請について、  
審査の結果、下記のとおり決定します。

記

井戸設置許可番号	第 号
井戸の設置場所	
井戸の設置許可の有効期限	年 月 日
(不許可の場合) 理 由	
備 考	

- (備考)
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、軽井沢町長に対して異議申立てをすることができます。
  - この処分について不服がある場合は、前項の異議申立てに係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、軽井沢町（訴訟において軽井沢町を代表する者は軽井沢町長となります。）を被告として、長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

井戸設置承継届出書

年 月 日

軽井沢町長 様

届出者住所

氏名

印

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所等  
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり井戸に係る設置者の地位を承継したので、軽井沢町地下水保全条例  
第11条第3項の規定により届け出ます。

記

井戸設置許可番号又は 井戸設置届出受理番号	第 号	
井戸の設置場所		
承 継 前	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
承 継 後	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
承 継 年 月 日	年 月 日	
承 継 の 理 由	1 譲渡 2 借受 3 相続 4 贈与 5 合併 6 その他 (具体的に )	

- (備考) 1 届出は、井戸設置者の地位を承継を受けた者が行うこと。  
2 承継を証する書面を添付すること。

井戸廃止届

年 月 日

軽井沢町長 様

届出者住所

氏名

印

電話番号

〔法人にあつては、主たる事務所等  
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

下記のとおり許可を受けた（届出をした）井戸を廃止したいので、軽井沢町地下水保全条例第12条の規定により届け出ますので、確認をしてください。

記

井戸設置許可番号又は 井戸設置届出受理番号	第 号
井戸の設置場所	
井戸の廃止予定年月日	年 月 日
廃止の理由	
廃止に伴う措置	

様式第14号（第14条関係）

井戸廃止確認通知書

第 年 月 日 号

様

軽井沢町長

軽井沢町地下水保全条例施行規則第14条の規定により、井戸の廃止を確認したので、下記のとおり通知します。

記

井戸設置許可番号又は 井戸設置届出受理番号	第 号
井戸の設置場所	
井戸廃止確認年月日	年 月 日

井戸設置許可取消決定通知書

第 号  
年 月 日

様

軽井沢町長

軽井沢町地下水保全条例第13条の規定により、下記のとおり通知します。

記

井戸設置許可番号	第 号
井戸の設置場所	
取消しの理由	

- (備考)
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、軽井沢町長に対して異議申立てをすることができます。
  - この処分について不服がある場合は、前項の異議申立てに係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、軽井沢町（訴訟において軽井沢町を代表する者は軽井沢町長となります。）を被告として、長野地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

勧告書

第 年 月 日 号

様

軽井沢町長

軽井沢町地下水保全条例第16条の規定により、下記のとおり勧告します。

記

井戸設置許可番号又は 井戸設置届出受理番号	第 号
井戸の設置場所	
勧告に至るまでの経過	
勧告の内容	
勧告措置期限	年 月 日

命令書

第 年 月 日  
号

様

軽井沢町長

軽井沢町地下水保全条例第17条の規定により、下記のとおり命令します。

記

井戸設置許可番号又は 井戸設置届出受理番号	第 号
井戸の設置場所	
命令に至るまでの経過	
命令の内容	
命令措置期限	年 月 日

公表通知書

第 年 月 日 号

様

軽井沢町長

軽井沢町地下水保全条例第18条第2項の規定により、下記のとおり通知します。  
なお、当該公表に関して、意見書、証拠書類等を提出することができます。  
また、申立てにより、意見書の提出とともに、口頭で意見を述べることもできます。

記

井戸設置許可番号又は 井戸設置届出受理番号	第 号
井戸の設置場所	
公表する事実	
根拠となる条例 又は規則の条項	
公表しようとする理由	

意見書を提出する場合

意見書の提出場所	
意見書の提出期限	年 月 日

措置完了届出書

年 月 日

軽井沢町長 様

届出者住所

氏名

印

電話番号

〔法人にあっては、主たる事務所等  
の所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付けで軽井沢町地下水保全条例第16条の規定による勧告又は第17条の規定による命令を受けた事項について、下記のとおりその措置を講じましたので、軽井沢町地下水保全条例第19条の規定により届け出ます。

記

井戸設置許可番号又は 井戸設置届出受理番号	第 号
井戸の設置場所	
勧告又は命令の内容	
措置の内容	